

**質問書に対する回答**  
**首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事**

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>金抜設計書 番号1～3                  2-(6) 構造物掘削 特殊部A1A2,B1                  割掛対象表                  構造物掘削 特殊部 A1A2,B1</p>	<p>割掛対象表では工事用機械分解組立費①にブルドーザー20t級超21t 級以下の分解組立輸送費と現場内運搬費を計上されています。                  一方で積算上構造物掘削の埋戻しは積算基準の組み合わせとしてブルドーザー13t級となり、20t 級ではないように推測します。                  20t 級ブルドーザーを採用することでよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>割掛対象表について誤りがありました。                  上記については交付図書を訂正いたします。</p>
2	<p>金抜設計書 番号1～3                  2-(6) 構造物掘削 特殊部A1A2,B1                  割掛対象表                  構造物掘削 特殊部 A1A2,B1                  設計図 238,239、240,241 (各/277)</p>	<p>割掛対象表では工事用機械分解組立費①にクローラークレーン50t吊超の分解組立輸送費と現場内運搬費を計上されています。                  一方で設計図(238,239、240,241)中の下部工施工計画図には、作業土工、土留め工(鋼矢板)においてラフタークレーンが図示されています。                  施工積算上、構造物掘削の杭の施工か山留材の施工にラフタークレーンでなくクローラークレーン50t 吊超を採用することでよろしいでしょうか。                  それとも構造物埋戻しの施工にクローラークレーン50t 吊超を併用するというお考えでしょうか。                  そのどちらでもない場合、どの作業においてクローラークレーン50t吊超を採用するのかをご教示願います。</p>	<p>工事用機械分解組立費①のクローラークレーン(50t吊超)は作業ヤード整備工での使用を想定しています。                  なお、割掛対象表について誤りがありました。                  上記については交付図書を訂正いたします。</p>